

乗用型防除機の購入に係る競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、乗用型防除機の購入契約について、静岡県農林技術研究所果樹研究センターが行う入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者に対する入札保証金は、入札公告に記載のとおりとする。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、契約書案、仕様書その他契約締結に必要な条件(以下「契約書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、契約書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定められなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札)

第5条 入札書は、様式第1号により作成し封印の上、封書表面に「入札番号」、「乗用型防除機購入契約入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 第1項の規定については、郵送及び電送を認めない。

3 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その者に委任状(様式第2号)を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止)

第7条 入札参加者が談合し、または不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会せて行う。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2通以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 入札執行者が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第9条第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記入し入札すること。

(不落随契)

第13条 再度の入札(2回目の入札)を行った結果、落札者がいない場合には、再度入札時に最低価格を提示した者との間で随意契約へ移行する場合がある。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称並びに入札書記載金額を、落札者がいないときはその旨を、入札参加者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の決定を受けた日から起算して7日以内に、別に示す契約書式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。この場合、期間内に契約を締結しなかった落札者は、免除された入札保証金に相当する違約金を納付しなければならない。

(落札決定後に入札参加停止措置を受けた場合の取扱い)

第16条 落札者が、落札決定後に入札参加停止措置を受けた場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(2) (1)により契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の確定)

第17条 契約は、当事者双方が契約書に記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第18条 落札者の納付すべき契約保証金は、入札公告に記載のとおりとする。

(異議の申立)

第19条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、契約書式等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書 (第 回)

- 1 公 告 日 令和 7 年 6 月 27 日
- 2 入札番号 第 1 号
- 3 購入物品 乗用型防除機 1 台

上記物品の購入について、契約書案、仕様書及び入札心得等を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

静岡県農林技術研究所果樹研究センター長 様

	住	所	
入 札 者	商号又は名称		
	氏 名		印
	代 理 人		
	氏 名		印

委 任 状

私は、

事項を処理する一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記

記

委任事項 静岡県農林技術研究所果樹研究センターにおける

- ・入札番号 第 1 号
 乗用型防除機の購入に係る一般競争入札について

委任期限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印